

無線局変更等申請書及び届出書

提出する日又は投函する日を記載してください。

令和 年 月 日

中国総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄  
免許事項証明書1枚あたり480円

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。  
**変更する項目にチェックしてください。**  
**変更箇所が複数項目ある場合は複数にチェックしてください。**

電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。**無線設備を変更、⑫移動範囲、⑮通信の相手方、⑰電波の型式等を変更したい場合**

電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。**無線設備を変更、⑰電波の型式、空中線電力に変更がない場合**

電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。**⑩識別信号又は⑰電波の型式、周波数、空中線電力を変更したい場合**

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法

第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県－市区町村コード [	登記されている本社（本店）住所を記載してください。市区町村コードは住所を記載していれば不要です。
	〒（ 730-8795 ） 広島市中区東白島町19-36	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	法人名、団体名、代表者の役職及び代表者名
	中国総合通信株式会社 代表取締役社長 中国 太郎	
法人番号		法人のみ法人番号を記載してください。
代理人		
住 所	都道府県－市区町村コード [	
	〒（ ）	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	代理で申請をされる場合は、委任状をもらって、1 申請（届出）者と同様にこちらにも記載してください。

2 対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 5局	申請（届）を行う無線局数を記入してください。
② 識別信号	100000001~100000005	
③ 免許の番号	中K第○○○○○○○～○○○○○○○号	
④ 参考		

現在受けている免許事項証明書の記載内容に記載されている内容を記載してください。

3 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ ムセンツクシブ リクジョウカ シンセイタンノウ ヒロシマ デンパノウ 無線通信部 陸上課 申請担当 広島 電波朗	申請内容に関する問い合わせ先を記入してください。 ※日中連絡が可能な連絡先を記載してください。
電話番号		
電子メールアドレス		

## 申請書を記載する際の注意事項

申請事項又は届出事項の具体的な内容は下記のとおりです。当てはまるものに○をしてください。

### 申請事項

- 1 無線設備（法第 17 条第 1 項）
  - ・技術基準適合証明機器、工事設計認証機器へ取り替えを行う場合で「電波の型式・空中線電力」の変更を伴う場合
  - ・選択呼出装置（トーン信号周波数）又は識別装置（CSM番号を送出する装置）を変更する場合
- 2 移動範囲、通信の相手方を変更する場合（法第 17 条第 1 項）
  - ・移動範囲の変更
- 3 通信の相手方（法第 17 条第 1 項）
  - ・通信の相手方の変更 基本的に簡易無線局の通信の相手方は「免許人所属の簡易無線局」であり、異免許人間通信を行う場合は、双方の同意書が必要です。
- 4 指定事項（法第 19 条）
  - ・識別信号の指定の変更（デジタル簡易無線で、無線機交換に伴いCSM番号を変更する場合を含む。）
  - ・電波の型式、周波数、空中線電力の指定の変更
- 5 1～4に伴い免許事項証明書を分割する場合
  - ・免許事項証明書の分割を希望する場合 1 枚の免許事項証明書で複数局が記載されており、その一部を廃止する場合など。

### 届出事項

- 1 無線設備（法第 17 条第 2 項）
  - ・技術基準適合証明機器、工事設計認証機器への取替えを行う場合で「電波の型式及び空中線電力」の指定に変更を伴わない場合

その他、上記の申請・届出に伴い免許事項証明書を分割するなど、事項に該当しない変更項目がある場合に、適宜記載してください。